

令和8年2月市議会 教育厚生委員会資料

第34号議案 長崎市立中学校条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 条例改正の概要 .....	2
2 大浦中学校と梅香崎中学校の生徒数等 .....	2 ~ 4
3 大浦中学校と梅香崎中学校の通学区域 .....	5
4 希望する就学先 .....	6 ~ 7
5 要望書（同意書） .....	8
6 統合検討会の開催状況 .....	9
7 保護者及び地域との協議等経過 .....	10 ~ 12
8 新旧対照表 .....	13

教育委員会  
令和8年2月

## 1 条例改正の概要

### (1) 改正理由

生徒数が減少していること等を勘案し、大浦中学校を梅香崎中学校に統合するのに伴い、大浦中学校を廃止するため。

### (2) 施行日

令和10年4月1日

## 2 大浦中学校と梅香崎中学校の生徒数等

### (1) 令和7年度の生徒数及び学級数

令和7年5月1日現在

学校名	区分	通常学級			計	特別支援学級	合計
		1年	2年	3年			
大浦中	生徒数	25	31	27	83	8	91
	学級数	1	1	1	3	2	5
梅香崎中	生徒数	47	65	62	174	7	181
	学級数	2	2	2	6	2	8
小島中	生徒数	99	98	85	282	20	302
	学級数	3	3	3	9	4	13

## (2) 生徒数及び学級数の推移

各年5月1日時点

学校名	区分	R1		R2		R3		R4		R5		R6		R7	
		通常	特支												
大浦中	生徒数	97	3	95	5	105	3	99	6	90	8	78	12	83	8
	学級数	3	2	3	2	4	2	4	2	4	2	3	2	3	2
梅香崎中	生徒数	217	7	207	6	200	4	195	2	184	6	191	8	174	7
	学級数	7	3	7	3	6	2	6	2	6	3	6	2	6	2
小島中	生徒数	310	10	292	6	301	18	283	14	271	17	270	17	282	20
	学級数	9	2	9	2	10	3	9	3	9	4	9	4	9	4

## (3) 将来推計並びに統合後の生徒数及び学級数

各年5月1日時点

学校名	年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
大浦中	生徒数	93	90	87	95	85	89	69	65	58
	学級数	3	3	3	4	3	3	3	3	3
梅香崎中	生徒数	179	161	176	159	151	142	135	137	113
	学級数	6	6	6	6	6	6	6	5	4
統合後の生徒数				263	254	236	231	204	202	171
統合後の学級数				9	9	8	8	7	7	6

小島中	生徒数	298	289	286	280	267	249	255	233	215
	学級数	9	9	9	9	9	9	9	8	7

## (4) 校地及び建物の状況

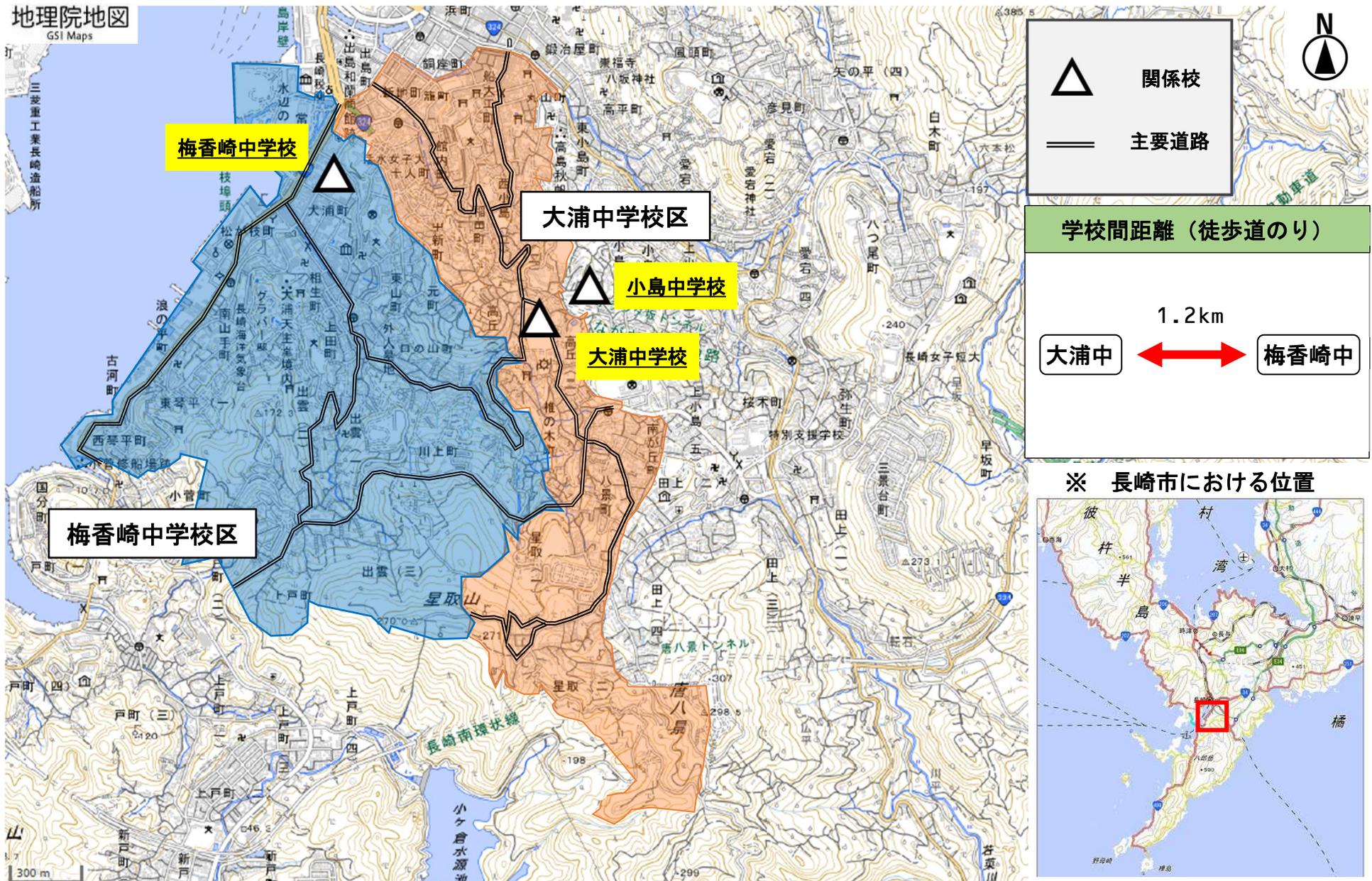
令和7年5月1日現在

学校名	建物敷地	運動場	その他法面等	合計
大浦中	6,554 m <sup>2</sup>	9,086 m <sup>2</sup>	3,777 m <sup>2</sup>	19,417 m <sup>2</sup>
梅香崎中	5,720 m <sup>2</sup>	5,609 m <sup>2</sup>	1,943 m <sup>2</sup>	13,272 m <sup>2</sup>
小島中	7,301 m <sup>2</sup>	5,969 m <sup>2</sup>	3,291 m <sup>2</sup>	16,561 m <sup>2</sup>

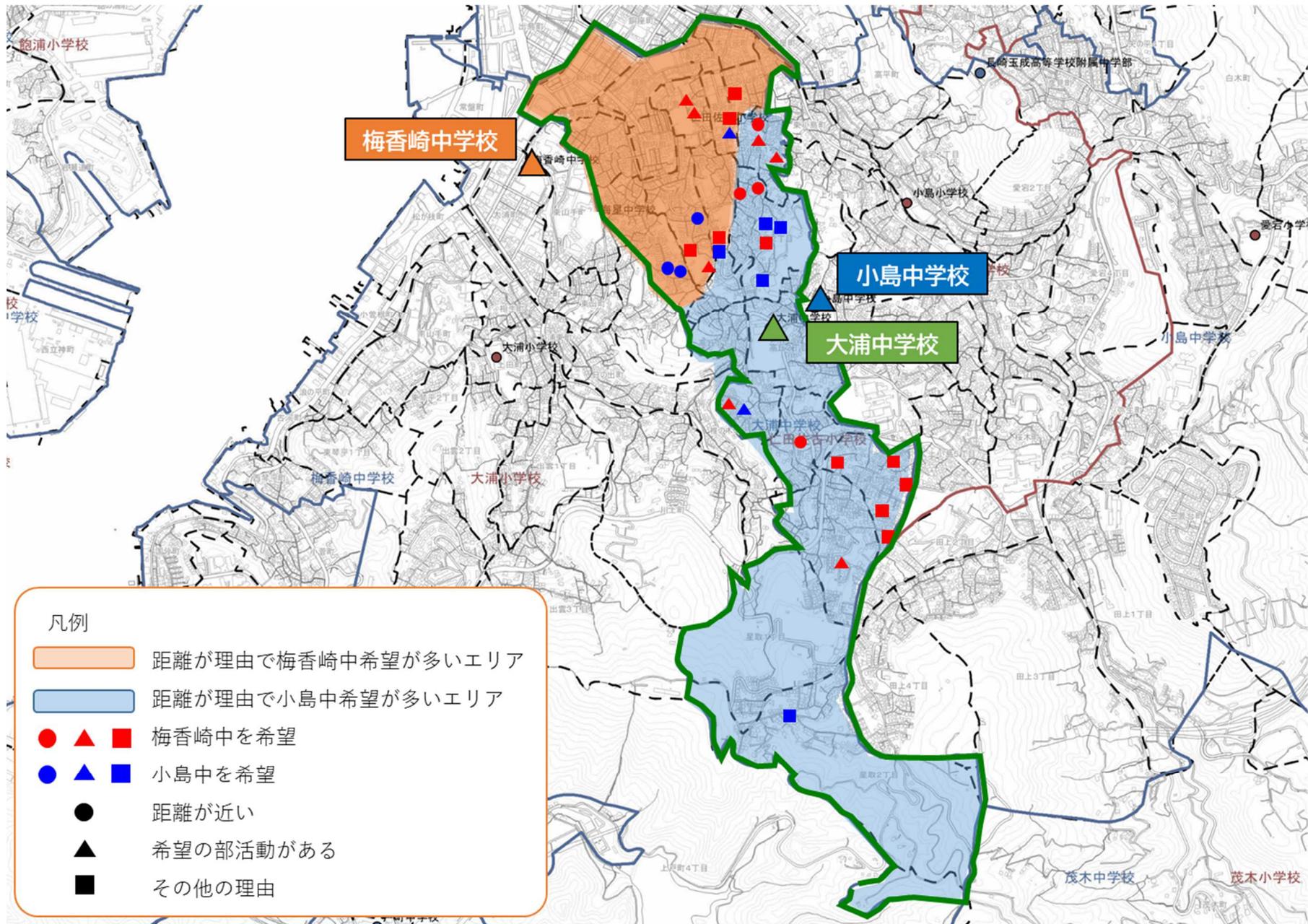
令和7年5月1日現在

学校名	校舎等			体育館		
	構造（主な建物）	延床面積	建設年月	構造（主な建物）	延床面積	建設年月
大浦中	鉄筋コンクリート造3階建	4,895 m <sup>2</sup>	S35.3	鉄骨造2階建	971 m <sup>2</sup>	S52.3
梅香崎中	鉄筋コンクリート造4階建	5,965 m <sup>2</sup>	S32.3	鉄筋コンクリート造平屋建	984 m <sup>2</sup>	H7.3
小島中	鉄筋コンクリート造4階建	5,695 m <sup>2</sup>	S36.12	鉄筋コンクリート造2階建	1,139 m <sup>2</sup>	H14.3

### 3 大浦中学校と梅香崎中学校の通学区域



#### 4 希望する就学先





## 5 要望書（同意書）

長崎市教育長 西本 徳明 様

### 長崎市立大浦中学校の統合について

日頃より、子どもたちのためにご尽力いただき、ありがとうございます。

さて、大浦中学校の統合につきましては、保護者及び地域の代表者による協議を重ねるとともに、保護者や地域住民を対象とした説明会を行っていただきました。この度、大浦中学校を就学先とする仁田佐古小学校の保護者に対するアンケートの結果等も考慮し、統合先を梅香崎中学校とすることについて、妥当と判断し、統合検討会として賛成する結論に至りました。

つきましては、次に示す統合の方針に沿って手続きを進めていただくようお願いいたします。

また、この統合にあたり、併せて要望いたしますのでよろしくお取り計らいください。

#### 1 統合の方針

令和10年4月1日に大浦中学校を梅香崎中学校へ統合する。

#### 2 要望事項

##### (1) 指定校変更制度について

指定校変更制度は、入学時のみ利用できる制度となっているが、統合という特殊事情を踏まえて、在校生等も対象とすること。

##### (2) 通学時の安全確保について

通学経路については、保護者等の意見も踏まえて、生徒が安全に通学できるよう、必要な対策を講じること。

##### (3) 通学の負担軽減について

大浦中学校区の大半が斜面地である現状を踏まえて、高低差を考慮した通学費補助制度を導入すること。

##### (4) 跡地の活用について

大浦中学校の統合決定後は、地元と市関係課の間で速やかに廃校後の跡地活用について協議を開始すること。

令和7年8月7日



佐古地区連合自治会長

山口広助

大浦中学校 PTA 会長

松本亜希子

仁田地区連合自治会長

梶田修也

仁田佐古小学校 PTA 会長

田代直樹

十善寺地区連合自治会長

河原廣行

大浦中学校同窓会長

平山繁雄

東大浦地区連合自治会長

上川剛史

大浦中学校区青少年育成協議会長

今村哲也

## 6 統合検討会の開催状況

※統合検討会メンバー8名

- ・佐古地区連合自治会長・仁田地区連合自治会長・十善寺地区連合自治会長・東大浦地区連合自治会長
- ・大浦中学校PTA会長・仁田佐古小学校PTA会長・大浦中学校同窓会長・大浦中学校区青少年育成協議会長

### (1) 第1回

- ・日時：令和6年10月30日18時30分～
- ・場所：仁田佐古地区ふれあいセンター
- ・議題：各団体への説明時に出た意見の共有及び統合までのスケジュールについて
- ・結果：仁田佐古小保護者への説明会開催後、統合先や校区割、統合方式に関するアンケートを行うことが決定。

### (2) 第2回

- ・日時：令和6年12月18日15時30分～
- ・場所：仁田佐古地区ふれあいセンター
- ・議題：仁田佐古小保護者向けアンケートの内容確認及び説明会の日程について協議
- ・結果：アンケートの内容確定。説明会の日程及び場所について決定。

### (3) 第3回

- ・日時：令和7年3月12日10時～
- ・場所：仁田佐古地区ふれあいセンター
- ・議題：仁田佐古小保護者向けアンケート結果を踏まえ、統合先及び統合方式について協議
- ・結果：令和10年度に、一斉方式で梅香崎中に統合する方針で合意。

### (4) 第4回

- ・日時：令和7年7月22日15時～
- ・場所：仁田佐古地区ふれあいセンター
- ・議題：要望書（同意書）の内容確認
- ・結果：要望書（同意書）の内容確定。

## 7 保護者及び地域との協議等経過

日 付	概 要
令和 6 年 5 月 21 日	<p><b>仁田地区連合自治会長、十善寺地区連合自治会長との協議</b>            ⇒「大浦中の校区を梅香崎中と小島中に分けるのであれば、各地区の意見を集約し校区を決めてはどうか」、「令和 9 年度に大浦中は創立 80 周年となるため、統合はその後がよい」等の意見が出された。</p>
令和 6 年 5 月 30 日	<p><b>佐古地区連合自治会長との協議</b>            ⇒「大浦中の校区を梅香崎中と小島中に分けることについては問題ないと思う」、「生徒数の減少を鑑みれば、地域としても、大浦中の統合は止むなしという結論になるのではないか」等の意見が出された。</p>
令和 6 年 6 月 7 日	<p><b>東大浦地区連合自治会長との協議</b>            ⇒「小島中へ統合した場合、星取地区の子ども達が梅香崎中へ指定校変更することは可能か」等の意見が出された。</p>
令和 6 年 7 月 1 日	<p><b>大浦中学校 PTA 会長との協議</b>            ⇒「大浦中の校区を梅香崎中と小島中に分けるのか、どちらかに統合するのが一番気がかりである」等の意見が出された。</p>
令和 6 年 7 月 4 日	<p><b>仁田佐古小学校 PTA 会長との協議</b>            ⇒「梅香崎中や小島中を大浦中へ統合した方がよいとの意見が出るかもしれない」等の意見が出された。</p>
令和 6 年 7 月 18 日	<p><b>東大浦地区連合自治会定例会で説明</b>            ⇒「検討期間が長引かないように、今後のスケジュールを具体的に示してほしい」、「早く統合してほしいと思っている」等の意見が出された。</p>
令和 6 年 8 月 27 日	<p><b>佐古地区連合自治会長、仁田地区連合自治会長、十善寺地区連合自治会長、東大浦地区連合自治会長、大浦中学校 PTA 会長、仁田佐古小学校 PTA 会長との協議</b>            ⇒各連合自治会及び PTA 役員へ説明を行い、課題の整理等を行った上で説明会の開催方法を検討すること、統合検討会のメンバーが決定された。</p>

日 付	概 要
令和6年9月12日	<b>大浦中学校同窓会長への説明</b> ⇒「統合については、個人的にはやむを得ないと考えている」等の意見が出された。
”	<b>大浦中学校区青少年育成協議会長への説明</b> ⇒「統合先の学校の建替え等は必要になるのか」等の意見が出された。
令和6年9月17日	<b>大浦中学校 PTA 役員への説明</b> ⇒「統合となった場合、制服はどうなるのか」、「大浦中の校区を梅香崎中と小島中に分けるのは、子ども達が寂しい思いをするかもしれない」、「閉校後の跡地はどうなるのか」等の意見が出された。
令和6年9月20日	<b>佐古地区連合自治会への説明</b> ⇒「どこで校区を分けるか等については、子ども達のことをよく考えながら検討していく必要がある」等の意見が出された。
令和6年9月25日	<b>仁田地区連合自治会及び社会福祉協議会仁田支部への説明</b> ⇒「地域や保護者全体への説明会はいつになるのか」等の意見が出された。
令和6年9月30日	<b>仁田佐古小学校 PTA 役員への説明</b> ⇒「統合は具体的にいつになるのか」、「校区はどのように分けるのか」、「制服はどうなるのか」等の意見が出された。
令和6年10月30日	<b>第1回 統合検討会</b> 各団体への説明時に出た意見の共有及び統合までのスケジュールについて協議 ⇒仁田佐古小保護者への説明会開催後、統合先や校区割、統合方式に関するアンケートを行うことが決定された。
令和6年12月18日	<b>第2回 統合検討会</b> 仁田佐古小保護者向けアンケートの内容確認及び説明会の日程について協議 ⇒アンケートの内容確定。説明会の日程及び場所について決定された。

日 付	概 要
令和7年2月12日	<b>仁田佐古小学校保護者説明会</b> ⇒「指定校変更制度について、統合時に転籍となる生徒や大浦中の統合までの間に新中学1年生となる生徒にも適用することはできないのか」、「統合することが決まるのはいつ頃か。なるべく早くに決定してほしい」、「バスを利用して通学する場合、運賃に対する補助はあるのか」等の意見が出された。
令和7年2月13日 ～2月28日	<b>仁田佐古小学校保護者向けアンケート実施 回答件数 157 件/201 世帯 回答率 78.1%</b> [① 統 合 先]・梅香崎中を希望 64 件 (41%) ・小島中を希望 79 件 (50%) ・受験等によりどちらも希望しない 14 件 (9%) [① の 理 由]・距離が近い 119 件 (83%) ・希望の部活動がある 9 件 (6%) ・その他 15 件 (11%) [②統合方式]・一斉方式 (全学年一斉に統合) 92 件 (64%) ・段階方式 (新規入学を停止し、在校生の卒業後に統合) 51 件 (36%)
令和7年3月12日	<b>第3回 統合検討会</b> 仁田佐古小学校保護者向けアンケート結果を踏まえ、統合先及び統合方式について協議 ⇒令和10年度に一斉方式で梅香崎中学校に統合する方針で合意。
令和7年3月24日	<b>東大浦地区連合自治会定例会で説明</b> ⇒「斜面地上部に居住する生徒が、バスを利用した場合の運賃補助について検討をお願いしたい」、「閉校後の跡地活用について、統合前から検討してほしい」、等の意見が出された。
令和7年4月28日	<b>仁田佐古小学校 PTA 総会で説明</b> 令和10年度に、一斉方式で梅香崎中学校に統合する方針を説明 ⇒意見等、特になし。
令和7年7月22日	<b>第4回 統合検討会</b> 要望書 (同意書) の内容について協議、内容確定
令和7年8月7日	<b>大浦中学校の統合にかかる要望書 (同意書)</b> 統合検討会メンバーの連名により大浦中学校の統合にかかる要望書 (同意書) が提出された。

## 8 新旧対照表

改正後	改正前																												
○長崎市立中学校条例	○長崎市立中学校条例																												
第1条・第2条 [略]	第1条・第2条 [略]																												
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎市立日見中学校</td> <td>長崎市界2丁目15番1号</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>長崎市立茂木中学校</td> <td>長崎市北浦町2,018番地24</td> </tr> <tr> <td>[削る]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長崎市立梅香崎中学校</td> <td>長崎市大浦町5番26号</td> </tr> <tr> <td>[以下略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	長崎市立日見中学校	長崎市界2丁目15番1号	[略]	[略]	長崎市立茂木中学校	長崎市北浦町2,018番地24	[削る]		長崎市立梅香崎中学校	長崎市大浦町5番26号	[以下略]		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎市立日見中学校</td> <td>長崎市界2丁目15番1号</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>長崎市立茂木中学校</td> <td>長崎市北浦町2,018番地24</td> </tr> <tr> <td><u>長崎市立大浦中学校</u></td> <td><u>長崎市高丘2丁目6番1号</u></td> </tr> <tr> <td>長崎市立梅香崎中学校</td> <td>長崎市大浦町5番26号</td> </tr> <tr> <td>[以下略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	長崎市立日見中学校	長崎市界2丁目15番1号	[略]	[略]	長崎市立茂木中学校	長崎市北浦町2,018番地24	<u>長崎市立大浦中学校</u>	<u>長崎市高丘2丁目6番1号</u>	長崎市立梅香崎中学校	長崎市大浦町5番26号	[以下略]	
名称	位置																												
長崎市立日見中学校	長崎市界2丁目15番1号																												
[略]	[略]																												
長崎市立茂木中学校	長崎市北浦町2,018番地24																												
[削る]																													
長崎市立梅香崎中学校	長崎市大浦町5番26号																												
[以下略]																													
名称	位置																												
長崎市立日見中学校	長崎市界2丁目15番1号																												
[略]	[略]																												
長崎市立茂木中学校	長崎市北浦町2,018番地24																												
<u>長崎市立大浦中学校</u>	<u>長崎市高丘2丁目6番1号</u>																												
長崎市立梅香崎中学校	長崎市大浦町5番26号																												
[以下略]																													

### 附 則

この条例は、令和10年4月1日から施行する。